

旭山動物園の脱炭素化に向けた実施設計等業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

旭山動物園の脱炭素化に向けた実施設計等業務の内容並びに同業務に係る公募型プロポーザルの各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

第1 目的

現在、地球は気候変動、生物多様性の損失及び汚染の3つの世界的危機に瀕しており、世界各国で脱炭素社会に向けた取組が進められている。本市においても、令和3年10月にゼロカーボンシティを表明したほか、令和6年3月に旭川市地球温暖化対策実行計画を改定し、脱炭素社会に向けてさらなる対策の推進を掲げたところである。

自然界の動物を飼育している旭山動物園もこうした考えを踏まえて、今後、環境負荷を低減した運営に向けて取り組むとともに、その意義を来園者に伝えることを通じて、環境に関する情報発信基地となり、ひいては脱炭素を動物園の新たな価値として確立する「Zero Carbon ZOO」を目指している。

今般、Zero Carbon ZOO に向けた取組のうち、主にハード面を対象として、再生可能エネルギーの導入によるレジリエンス強化に必要な現状のエネルギー消費量等の詳細調査、導入計画の検討などの実施設計及び将来の設備更新等に併せた省エネルギー設備の導入検討を実施することを目的とする。

第2 業務概要

- 1 業務名
旭山動物園の脱炭素化に向けた実施設計等業務
- 2 業務内容
 - (1) 準備作業（業務実施計画書の作成）
 - (2) エネルギー消費量整理
 - (3) 設備設置可能面積調査
 - (4) 導入計画
 - (5) 導入試算
 - (6) 成果品、報告書作成
 - (7) 打合せ協議

本業務は、旭山動物園の脱炭素化に向けた実施設計等業務の構築に必要な調査・検討を実施するものとし、詳細な業務の内容については、別紙「仕様書（案）」のとおり。

- 3 履行期間
契約締結日より令和8年2月28日（土）まで

4 予算概要等

この業務に係る予算は11,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）となっていることから、業務委託料の積算にあつては、予算の範囲内とすること。

また、この業務は、北海道所管の新エネルギー設計支援事業費補助金の交付を受けて実施することを予定しているため、当該補助金が不採択となった場合や交付決定額の減額などがあつた場合には、仕様等を変更することがある。

なお、このことにより、プロポーザル参加者又は受託候補者において損害が生じた場合にあっては、市はその損害について一切負担しない。

第3 契約担当部課

〒078-8205 旭川市東旭川町倉沼

経済部旭山動物園

電話 0166-36-1104

FAX 0166-36-1406

e-mail asahiyamazoo@city.asahikawa.hokkaido.jp

第4 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次の全ての要件を満たしていること。

(1) 旭川市の競争入札参加資格を有していること。ただし、当該資格を有さない者が参加することもできるものとするが、その場合には信用確認のため次の書類を徴取する。

ア 法人にあつては登記事項証明書（現在又は履歴事項全部証明書）※3か月以内のもの

イ 納税証明書（本店所在地の市町村税又は都税、消費税及び地方消費税（国税））※3か月以内のもの

ウ 法人にあつては財務諸表（貸借対照表、損益計算書）※直近3事業年度分

(2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあつては更生手続開始の決定、民事再生法にあつては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

(5) 管理技術者として、地方公共団体（地方自治法第284条に規定する地方公共団体の組合を含む。）が発注した同種業務（地方公共団体が所有・管理する公共施設におけるPPAなどの第三者所有モデルを前提にした再生可能エネルギーの導入に際しての基本計画又は基本設計業務）に係る実務経験を有する者であること。

第5 参加表明手続

1 参加表明書の提出

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び資料（以下「参加表明書等」という。）を提出しなければならない。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

(1) 提出書類

次の①～⑥の書類を各1部提出すること。

必要書類	備 考
① 参加表明書	様式 1
② 会社等の概要	様式 1－2
③ 会社・法人の登記事項証明書 (現在又は履歴事項全部証明書)	法務局発行のもので、発行後 3 か月以内の原本
④ 市町村税（東京 2 3 区は都税）に滞納がないことの証明書	本店所在地の自治体が発行したもので、発行後 3 か月以内の原本
⑤ 消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書	税務署が発行する「納税証明書（その 3 未納税額のない証明用）」で発行後 3 か月以内の原本
⑥ 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）	直近 3 年分のもの
⑦ 第 4 (5) の実績を証する書類	契約書の写し、業務完了報告書の写し、完了検査結果通知書の写しなど
⑧ 会社概要	パンフレット等

※旭川市の競争入札参加資格を有している者は、③～⑥の提出を免除する。

- (2) 提出期限
令和 7 年 5 月 2 8 日（水）午後 5 時 0 0 分
- (3) 提出場所
第 3 に同じ。
- (4) 提出方法
持参又は簡易書留による郵送により提出すること。
いずれも必着とし、提出期限において未達のもの、電子メールによるものは受け付けない。
- (5) 提出書類作成時の留意事項
参加表明書の提出後、参加資格要件の確認のために必要な書類等の追加提出を求めることがある。

2 参加資格の確認等

- (1) 参加資格要件の確認及び企画提案書提出要請
第 4 に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、令和 7 年 6 月 2 日（月）までに次に掲げる事項を記載した確認結果通知書（様式 2）を通知する。併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を要請する。
ア 参加資格を有すると認めた者にあつては、参加資格がある旨及び企画提案書の提出を要請する旨
イ 参加資格を有しないと認めた者にあつては、参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨
- (2) 参加資格を有しないと認めた者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。
ア 提出期限 通知日の翌日から起算して 2 日以内の午前 9 時から午後 5 時まで
イ 提出場所 第 3 に同じ。
ウ 提出方法 持参、郵送又は電子メールによること。
- (3) 市長は、(2) の説明を求められたときは、文書を受け付けた日から 2 日以内に説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

第 6 企画提案書作成要領

企画提案書の提出を要請され、辞退しない者（以下「企画提案者」という。）は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

1 提案内容

次に掲げる内容について、企画提案者が有する知見や他都市での類似例の経験なども踏まえながら、提案すること。

(1) 調査の実施方針

- ・ Zero Carbon ZOO に向けた取組のうち、主にハード面の対策として、再生可能エネルギーの導入によるレジリエンス強化の施策を検討するうえでの実施方針

(2) エネルギー消費量等の詳細調査や太陽光発電の実施設計等

ア 施設・設備単位でのエネルギー消費量整理

- ・ 負荷設備のエネルギー消費量等の調査の方法や課題

イ 太陽光発電設備の設置可能面積調査

- ・ 第三者モデルを基本とした太陽光発電設備が設置可能な位置（面積）図作成の実施方針や考え方

ウ 太陽光発電設備等の導入計画（設備スペック、配置、配線等）

- ・ これまでの旭山動物園の取組内容を踏まえた、太陽光発電設備等の導入計画にかかる調査方針

- ・ 第三者所有モデルを基本とした、令和 8 年度の導入に向けたプロポーザルの実施に向けた実施方針及びその考え方

- ・ 太陽光発電設備等の導入に向けた課題認識とその解決に向けた考え方

エ 設備更新等に併せた省エネ設備等の導入について

- ・ 将来の設備更新等に併せた省エネ設備等の導入についての計画

オ 省エネ・再エネ設備導入の費用や効果の試算

- ・ 省エネ設備、再エネ設備導入に向けた費用、スケジュール、事業性、導入効果（CO2 削減効果）の試算の実施方針及びその考え方

(3) 独自提案

- ・ 本業務実施に伴う、主にハード面を対象として、再生可能エネルギーの導入によるレジリエンス強化及び将来の設備更新等に併せた省エネルギー設備の導入及び Zero Carbon ZOO の推進に資する独自・追加提案

(4) 費用及び効果

- ・ 本業務を基に太陽光発電設備等を導入する費用（イニシャルコスト）
- ・ 太陽光発電機等を導入後の運用コスト（年間）（ランニングコスト）
- ・ 太陽光発電機等を導入後の設備容量、CO2 削減量
- ・ 本業務により期待される市内事業者・市民等への普及効果、地域経済活性化、他市町村等への先導性等の副次的効果
- ・ 導入時に利用可能な補助金等の確保に向けた方策

(5) 実施体制、価格評価

- ・ 本業務推進に当たっての実施体制。実現可能性の高い調査・検討を実施するための体制上の特徴や工夫
- ・ 本業務の実効性を担保しつつ、円滑に実施できる業務スケジュール

2 企画提案書の書式及び部数

企画提案書の提出は、次の書類を添付して行うこと。

- | | |
|---|------------------|
| (1) 企画提案書 | (様式 3、1 部) |
| (2) 提案内容に対する提案書 | (A 4 版任意様式、10 部) |
| (3) 客観的評価に係る書類 | (各 2 部) |
| ア 業務に係る事業費積算内訳 | (A 4 版任意様式) |
| イ 配置予定技術者調書 | (別紙①－1、添付書類を含む。) |
| ウ 配置予定技術者実績調書 | (別紙①－2、添付書類を含む。) |
| (4) (1)～(3)の全ての電子データ (DVD 等又はファイル転送サービスによること) | |

3 記入上の注意事項

- (1) 企画提案は、提案内容の全てに対し行い、それぞれの考え方等を記載するとともに、これに基づきプレゼンテーションの際に説明を行うこと。
- (2) 提案内容に対する提案書は、任意様式とし、A4版・片面印刷・カラー、合計で10枚程度とする。「表紙」や提案項目が移り変わる際に差し込む「章扉（タイトルページ）」は、提案書枚数に含まない。縦・横は問わないが、提案書各ページの下段に提案内容（第6-1の(1)～(5)）及びページ番号を記載すること。
なお、当該提案書の作成に当たり、説明の補完、事例の紹介、提案内容の理解促進等を目的として、図、グラフ、イメージパース、写真等を記載することについては、差し支えないものとする。
- (3) 提出する提案書には、企画提案者（再委託先などを含む）が特定できる会社名、ロゴマーク等を記載しないこと。

4 提出方法等

- (1) 提出期限 令和7年6月12日（木）午前12時まで
- (2) 提出場所 第3に同じ。
- (3) 提出方法 持参又は簡易書留による郵送により提出すること。
※提出期限必着とし、期限を過ぎて提出されたものは受け付けない。
- (4) その他 提出期限以降における企画提案書への追加資料の提出は一切認めない。

5 企画提案書の著作権等の取扱い

- (1) 企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。
- (2) 市は、プロポーザル方式の手続及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書の全部又は一部の複製等をすることができるものとする。
- (3) 市は、企画提案者から提出された企画提案書について、旭川市情報公開条例（平成17年旭川市条例第7号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

第7 質疑応答等

- 1 本プロポーザルについて質問がある場合は、次のとおり質疑応答書により提出すること。
 - (1) 提出書類 質疑応答書（様式4）
 - (2) 提出期間 令和7年6月11日（水）までの間で、午前9時から午後5時まで
 - (3) 提出場所 第3に同じ
 - (4) 提出方法 電話連絡の上、電子メールにより提出すること。
- 2 1の質疑応答書は、質問者及び企画提案者全てに対し、電子メールにより回答するものとする（様式4-2）。

第8 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

第9 企画提案の審査方法及び評価基準

1 審査会の設置

企画提案の審査、評価及び特定を行うため、旭山動物園の脱炭素化に向けた実施設計等業務プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 ヒアリング等の実施

審査会において、提案内容をより理解するため、企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり行う。

なお、6者以上の企画提案があった場合は、企画提案書の審査を事前に行い、審査会において選定された者についてのみヒアリング等を行うこともある。

(1) 実施方法

ア 1者ずつの呼び込み方式とし、1者の持ち時間は説明20分、質疑10分の計30分とする。

イ 企画提案の追加資料の配付は禁止する。なお、提出された企画提案書と同一の図案や写真を用いた説明用資料の配付は可とする。

ウ プレゼンテーション等の説明者は、補助者を含めて3名までとする。

エ 欠席をした場合は、企画提案書の審査、評価及び特定から除外する。

オ 企画提案書の提出を行った者が1者のみであった場合についても、プレゼンテーション及びヒアリングは行う。

カ 会場でのプレゼンテーション等への出席が困難な場合に限り、Web会議による実施も可能とする。

(2) 実施日時及び場所

第5で示した、企画提案書提出要請時に通知する。ただし、実施時間の詳細については、企画提案書の提出時において別途通知する。

3 審査項目及び評価基準

企画提案書及びプレゼンテーションにより、次の審査項目について、別紙で示す評価基準に基づき、審査及び評価を行う。

(1) 調査の実施方針〔配点：25点〕

ア 調査の全体方針

イ 事業スキーム、プレイヤー、役割

(2) エネルギー消費量等の詳細調査や太陽光発電の実施設計等〔配点：55点〕

ア 施設・設備単位でのエネルギー消費量整理

イ 太陽光発電設備の設置可能面積調査

ウ 太陽光発電設備等の導入計画（設備スペック、配置、配線等）

エ 設備更新等に併せた省エネ設備等の導入について

オ 省エネ・再エネ設備導入の費用や効果の試算

(3) 独自提案〔配点：15点〕

(4) 費用及び効果〔配点：20点〕

ア 費用・設備容量・CO2削減量

イ 波及的効果

ウ 利用可能な補助金等の確保に向けた方策

(5) 実施体制、価格評価〔配点：20点〕

ア 実施体制、業務スケジュール

イ 管理技術者及び担当技術者の保有資格・実績

ウ 価格評価

4 受託候補者の特定

受託候補者の特定は、次の方法で行うこととする。

(1) 審査点の採点（第一段階）

各委員は、前項3の「審査項目及び評価基準」に基づき、企画提案とプレゼンテーションの採点を行い審査点（135点満点）とする。

(2) 順位点の計算（第二段階）

各委員は、(1)の審査点の高い者から順位を付け、その順位を当該企画提案者の「順位点」とする。

（例：1位＝1点、2位＝2点、3位＝3点、4位＝4点、5位＝5点）

(3) 評価点の計算（第三段階）

(2)により求められた各委員の「順位点」の合計を企画提案者ごとの「評価点」とし、この点数の低い者から順に選定者とし、最も評価点の低い者を審査会の合議の上、受託候補者として特定する。

なお、同点の場合は、当該同点者に対する各委員の「審査点の平均点」（小数点第3位を四捨五入）が高い者を上位者として選定する。

(4) 企画提案者が1者のみであり、各委員が採点した「審査点の平均点」が81点（6割）に満たない場合については、受託候補者の決定を行わないこととする。

(5) 受託候補者と当該業務について協議の結果、契約の締結に至らなかった場合は、次点の者を受託候補者に繰り上げて協議を行うものとする。

5 審査結果の通知

(1) 受託候補者を特定したときは、速やかに企画提案者全者に対し、審査結果通知書（様式5）により、次の事項を通知するものとする。

ア 受託候補者

イ 評価点数

ウ 受託候補者にあつては、今後の契約手続の旨

エ 受託候補者とならなかった者にあつては、その理由及び所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(2) 受託候補者とならなかった者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期間 (1)の通知があつた日から7日以内までの休日を除く、午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 第3に同じ

ウ 提出方法 持参又は簡易書留による郵送（提出期限までに到着したものに限る。）により提出すること。

(3) 市長は、(2)の説明を求められたときは、説明を求められた日から7日以内（休日を除く。）に説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

6 審査結果の公表

受託候補者を特定したときは、次の事項を公表するものとする。

(1) 受託候補者

(2) 評価点数

(3) 受託候補者の特定理由

(4) 審査の経過及び審査員

第10 契約に関する基本事項

1 契約の締結

受託候補者と当該業務に係る協議を行い、内容について合意の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴取し、随意契約の方法により契約を締結する。ただし、受託候補者が第8のいずれかに該当したことが判明した場合は、契約しないことがあるほか、契約締結後においても、本市は催告を要せず契約を解除できるものとする。なお、これらにより受託候補者又は契約の相手方に損害が生じた場合にあっては、本市は一切の損害を負担しない。

2 契約保証金

要する。

ただし、旭川市契約事務取扱規則第24条の規定に該当する場合は免除する。

3 契約書作成の要否

要する。

4 支払条件

業務完了後の一括払とする。

第11 その他

1 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

2 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

3 提出された書類は返還しない。

4 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

第12 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。

日 程	内 容
令和7年5月8日（木）	公募開始
令和7年5月28日（水）午後5時	プロポーザル参加表明書提出期限
令和7年6月2日（月）	参加資格確認結果通知・企画提案書提出要請
令和7年6月12日（木）午前12時	企画提案書提出期限
令和7年6月24日（火）	プレゼンテーション・企画提案審査
令和7年6月下旬	企画提案審査の結果通知
令和7年7月上旬	契約締結